

② 休業要請の改定等

1. 法的な営業自粛に切り替え（4月28日0時～）
スーパー銭湯等（床面積の合計が1,000㎡超の施設）
2. 法第45条による法的措置の検討
パチンコ屋、性風俗店、インターネットカフェ
3. 県外からの受入自粛について、重ねてのお願い
大型古本屋〔追加〕
道の駅（地域振興施設）、農林水産物直売所、
釣具・えさ店
4. 補完措置
釣場近隣の駐車場閉鎖、白浜空港での検温、
県境での立看板等による要請